

## 一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の規定に基づき、市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）及び建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務をいう。）をいう。以下同じ。）の入札、契約における透明性、競争性及び公正性を確保するため、一般競争入札を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 市長は、本市が発注する建設工事等のうち、次の案件について一般競争入札に付するものとする。ただし、市長が一般競争入札以外の方法によることが適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 設計金額1,000万円以上の建設工事
- (2) 設計金額1,000万円以上の建設工事に係る委託業務
- (3) その他市長が必要と認める案件

(入札の方法)

第3条 一般競争入札は、松山市電子入札運用基準に定める電子入札をもって行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第4条 市長は、第2条の規定により一般競争入札に付する場合は、当該入札に関する公告内容を入札情報公開システム及び契約課において公表するものとする。

(入札参加資格)

第5条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者
- (2) 市が発注する建設工事等ごとに、松山市建設工事等に係る契約事務取扱要綱（平成20年要綱第34号）第5条に基づき定める要件を満たしていない者

(入札の申込み)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格審査申請書（第1号様式又は第1号様式の2）に、入札資格要件を有することを証する資料（第2号様式、第3号様式、第3号様式の2その他の書類のうち市長が指定する書類）を添付し、公告に定める期日までに入札参加の申込みをしなければならない。

2 総合評価競争入札による入札の申込みについては、別に定めるものとする。

(入札参加資格要件の審査及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による当該入札における参加資格の有無の審査を入札執行後に行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により当該入札における入札参加資格審査を行った場合は、その結果を入札参加者に通知するものとする。

(開札)

第8条 開札を行う日時及び場所は、案件ごとに公告するものとする。

(入札の執行延期等)

第9条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、入札を延期、中止又は取り消すものとする。この場合において、入札参加者が損失を受けても、市は賠償の責めを負わない。

(1) 天災その他、止むを得ない理由がある場合

(2) 不正の行為が認められる等明らかに競争の実効性がないと認められる場合

(3) 入札参加者が2者未満の場合。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(4) 入札参加資格の無い者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者が入札を行った場合

(5) 入札時点において入札参加資格を失っている者が入札を行った場合

(落札者の決定)

第10条 落札決定は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 設計金額5,000万円以上の建設工事の案件については、松山市低入札価格調査実施要領(平成18年4月1日制定)に基づき落札者を決定するものとする。

(2) 設計金額5,000万円未満の建設工事及び建設工事に係る委託業務の案件については、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

3 総合評価競争入札による落札者の決定については、別に定めるものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第11条 設計図書等に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 設計図書等に対する質問は、質疑応答書(第5号様式)を公告の際に定める方法により契約課に提出するものとする。

(2) 回答は、入札情報公開システムに公表するものとする。

(配置技術者の通知)

第12条 入札参加申請時に2名の配置予定技術者を申請した落札者は、配置技術者通知書(第6号様式)を落札決定日の翌日(松山市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)第1条第1項に規定する市の機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)の17時まで契約課に提出しなければならない。ただし、議会の議決に付すべき契約にかかる案件については、議会の議決を経て本契約となる日(以下「本契約日」という。)の17時までとし、工期に余裕期間を設定する工事については、工事開始日の前日(休日を含まない。)の17時までとする。

(その他)

第13条 入札に関しその他の事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札案件についての現場説明会は、行わないものとする。
- (2) 提出書類（以下「資料等」という。）について、市長は、特に必要があると認められた場合は、説明を求めることができる。
- (3) 資料等に係る費用は、入札参加者の負担とし、提出後の資料等は返却しない。
- (4) 市長は、当該資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟読し入札すること。
- (6) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

入札参加資格審査申請書  
(一般競争入札：単体用)

年 月 日

(提出先) 松山市長

申請者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

業者番号

年 月 日付で入札公告のありました\_\_\_\_\_の  
入札に参加する資格について、次の資料を添えて申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

(第1号様式の2)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書  
(一般競争入札：JV用)

年 月 日

(提出先) 松山市長

共同企業体の事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
共同企業体の名称 \_\_\_\_\_  
特定建設工事共同企業体

構成員所在地 \_\_\_\_\_  
(代表者) 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

構成員所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付で入札公告のありました \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の入札に参加いたしたく、今般連帯責任によって請負工事の共同施工  
を行うため \_\_\_\_\_  
を代表者とする \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体を結成いたし  
ましたので、参加資格について次の資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、次の権限を、 \_\_\_\_\_ 特  
定建設工事共同企業体代表者に委任します。

- (ア) 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- (イ) 工事請負契約に関する一切の権限
- (ウ) 工事請負代金及び前払金並びに部分払の請求・受領に関する一切の権限
- (エ) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (オ) その他工事の施工に関し、諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種	出資割合 (%)
代表者					
構成員					

1. 工事の入札, 見積, 請負契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

(第2号様式)

入札参加資格審査資料  
(施工・履行実績)

商号又は名称：\_\_\_\_\_

施 工 ・ 履 行 実 績	件名	
	発注機関名	
	履行場所	
	請負代金額	(最終金額)
	工期 (委託期間)	年 月 ~ 年 月
	受注形態等	「単体」又は「共同企業体」(出資比率 %)
工事・業務概要等		

【記載上の注意】

1. 受注形態等については、「単体」、「共同企業体」のいずれかを選択し、共同企業体の場合は出資比率を記入すること。
2. 施工・履行実績を証明する書類は、入札公告及び松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。



5. 本工事における配置予定技術者が建設業法第26条の5に規定する営業所技術者等に該当する場合は、営業所技術者等との兼任の項の「有」及び「法第26条の5該当」の両方に印をすること。
6. 監理技術者資格者証の写し等の継続雇用が確認できる書類を添付すること。ただし、請負予定金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合及び監理技術者補佐については、公告日以前に3箇月以上の雇用関係があること。
7. 配置予定技術者を2名申請する場合は、申請する配置予定技術者ごとに第3号様式を作成し、証明書類を添付すること。また、その場合落札者は、落札決定日の翌日（当該日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日）17時までに配置技術者通知書（第6号様式）を契約課に提出すること。ただし、議会の議決に付すべき契約に係る案件及び工期に余裕期間を設定する工事については別に定める期限までに提出すること。
8. 工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場据付期間に別々の技術者を配置予定とする場合は、申請する配置予定技術者ごとに第3号様式を作成し、証明書類を添付すること。
9. 入札参加申請時に提出した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
10. 施工実績を証明する書類及び配置予定技術者に関する書類は、入札公告及び松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。
11. 施工実績については、他の会社などで従事していた経験を含む。

(第3号の2様式)

入札参加資格審査資料(委託業務)

(配置予定技術者の資格・履行実績)

商号又は名称：\_\_\_\_\_

配置予定技術者の資格

配置予定技術者氏名	
法令等による資格・免許	名称 ( ) 取得日 ( 年 月 日) 登録番号 ( )
雇用状況等	雇用した年月日 ( 年 月 日)

配置予定技術者の履行実績

(以下は、配置予定技術者の要件として公告文で履行実績が求められている場合のみ記入してください。)

件名			
発注機関名		請負代金額	
履行場所		従事役職名	
履行期間	年 月	～	年 月
業務概要等			

【記載上の注意】

1. 法令による免許については、当該資格を証する書類(写し)を添付すること。
2. 継続雇用が確認できる書類を添付すること。
3. 配置予定技術者を2名申請する場合は、申請する配置予定技術者ごとに第3号様式を作成し、証明書類を添付すること。また、その場合落札者は、落札決定日の翌日17時までに配置技術者通知書(第6号様式)を契約課に提出すること。(当該日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日まで)
4. 入札参加申請時に提出した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
5. 配置予定技術者に関する書類は、入札公告及び松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。
6. 履行実績については、他の会社などで従事していた経験を含む。

(第4号様式)

# 工 事 費 内 訳 書

【件 名】

所 在 地 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

代表者職氏名 : \_\_\_\_\_ 印

※電子入札の場合は提出不要

(第5号様式)

# 質 疑 応 答 書

年 月 日

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
T E L  
F A X

このことについて、下記のとおり質問します。

(件 名)

質問事項

回 答

(第6号様式)

年 月 日

## 配置技術者通知書

(配置予定技術者を2名申請している場合)

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

件名	
開札日時	年 月 日 時 分
落札決定日	年 月 日

(配置技術者)

氏名	
----	--

(注)

1. 配置予定技術者を1名で申請している場合は、提出の必要はありません。
2. 落札者は、落札決定日の翌日17時までに本通知書を契約課に提出してください。(当該日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日まで)ただし、議会の議決に付すべき契約にかかる案件及び工期に余裕期間を設定する工事については別に定める期限までに提出すること。
3. 提出方法は、オンライン申請、持参又はFAXで通知してください。

提出先 松山市総務部契約課 工事担当

TEL 089-948-6454

FAX 089-934-1767

(第7号様式)

入札参加資格確認資料	
商号又は名称： _____	
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無  [ 該当する□に印を付すること。(以下同じ) ]	<input type="checkbox"/> 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。  <input type="checkbox"/> 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。  <input type="checkbox"/> いずれの申立てもなされていない。
本案件の入札に参加しようとする者との間の資本関係又は人的関係の有無	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届(第8号様式)」を併せて提出すること  <input type="checkbox"/> なし
社会保険等の届出義務の履行状況  (「届出義務なし」の場合は、第9号様式を併せて提出すること)	健康保険  <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外  <input type="checkbox"/> 届出義務なし  <input type="checkbox"/> 未加入
	厚生年金保険  <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外  <input type="checkbox"/> 届出義務なし  <input type="checkbox"/> 未加入
	雇用保険  <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外  <input type="checkbox"/> 届出義務なし  <input type="checkbox"/> 未加入
暴力団員等との関係状況	<input type="checkbox"/> 松山市暴力団排除条例に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。

(第8号様式)

資本関係及び人的関係に係る状況届

年 月 日

商号又は名称：

申請日現在、当社と他の松山市建設工事等入札参加資格者との資本関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

(注)「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人について記入すること。

(第9号様式)

年 月 日

社会保険等の適用除外に係る誓約書

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

当社は、下記の届出の義務を有する者には該当しません。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

この誓約の内容に虚偽があり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(注) 本様式(第9号様式)については、社会保険等の届出の義務を有しない者であつて、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。